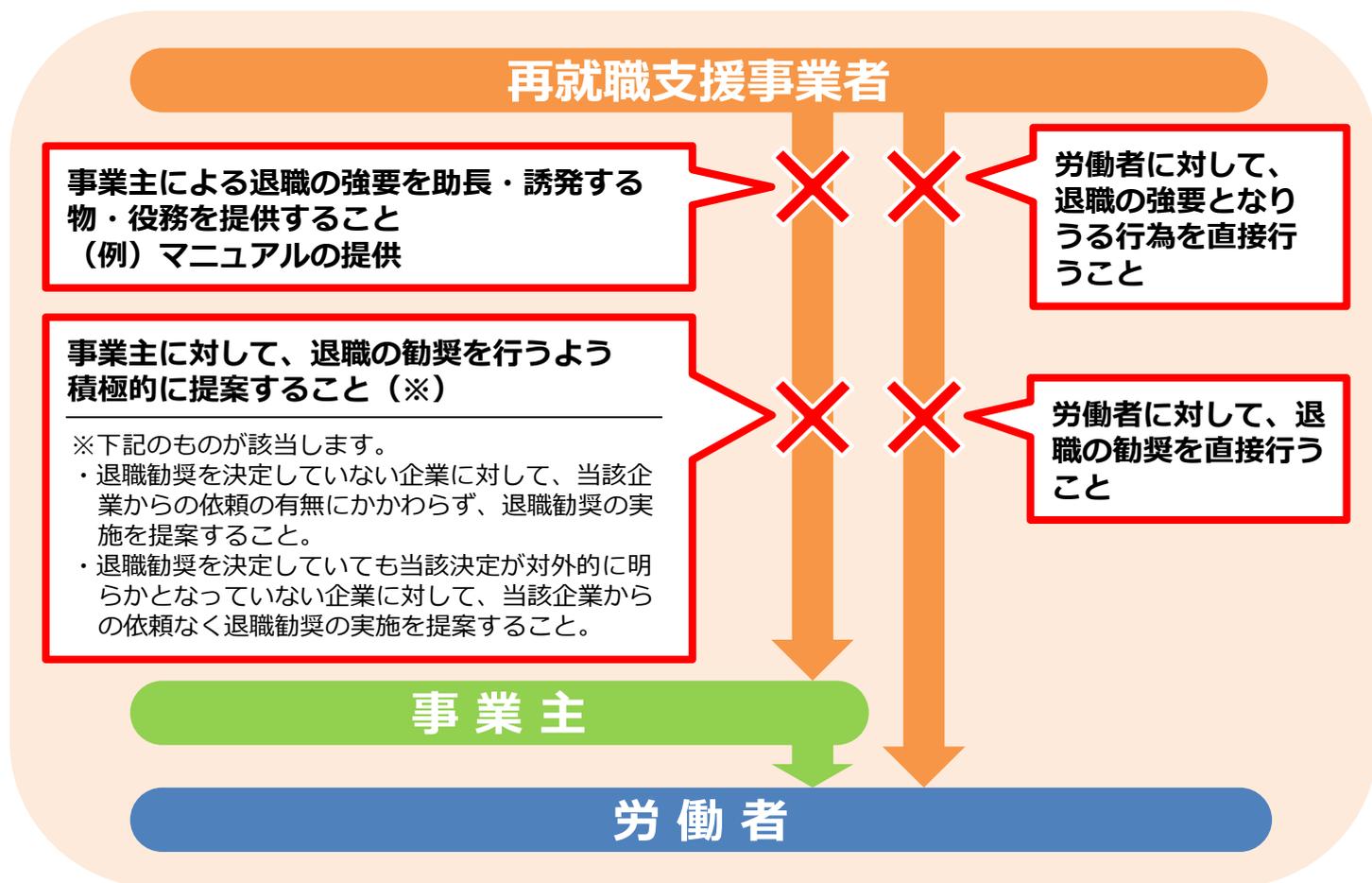


再就職支援事業を行っている職業紹介事業者の皆さまへ
～厚生労働大臣の定める指針が改正されました～

以下のような行為は、改正された指針において、
労働者の権利の違法な侵害に関わる
許されないもの、または適当でないものとされています。



再就職支援事業とは

再就職支援事業とは、職業紹介事業者が事業主の依頼に応じ、その事業主が雇用する労働者に対して再就職支援を行う職業紹介事業です。

再就職支援事業者が守るべき指針

再就職支援事業者は、リストラにより離職を余儀なくされる労働者などの円滑な再就職を支援することが使命であり、**積極的に退職者を作り出すようなことは職業紹介事業の趣旨に反します**。これらこのことを踏まえ、再就職支援事業者が適切に対処するのに必要な事項を明確にするため、厚生労働大臣の定める指針(※)が改正され、上図の内容が追加されました(平成28年6月1日付け告示)。

(※)「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」